

令和6年度

農地農業用施設災害復旧事業

46/210 東城村田（元）農地

災害復旧工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市 東城町 栗田

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、4 6 / 2 1 0 東城村田（元）農地 災害復旧工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」））
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節

適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
- ・ 1-1-2-20 週休二日の対応
- ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節

用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負業者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が 4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第1章 総則 第5節「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。
- 2 請負代金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も評定の対象としない。
- 3 請負代金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,000万円（建築一式工事にあっては、8,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和6年5月1日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあっては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

 - （1） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - （4） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - （3） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - （1） 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - （2） 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - （3） その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
 - 一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
 - (1) 下請契約金額の総額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金額 4,000万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
 - (3) 請負代金額が 500万円以上 4,000万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,000万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
 - (4) 請負金額が 4,000万円以上 8,000万円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
 - 「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
 - (1) 請負代金額が 4,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
 - (2) 請負代金額が 500万円以上 4,000万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合
配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。
 - 〔1〕 500万円以上 4,000万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 8,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
 - 〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 7 節

情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-24 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 8 節

工事関係書類の事前協議

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 2 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所	（株）宮田木材 光森処分場	庄原市東城町加谷字大鉄穴5081-2
------	---------------	--------------------

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 6 年度

46/210 東城村田(元)農地 災害復旧工事

庄原市 東城町 栗田

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	46/210 東城村田(元)農地 災害復旧工事		
執行年度	令和 6 年度	諸経費区分	農林 令和06年度
工種区分	ほ場整備工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 2月 1日付 農林	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 6年度 農林	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 農林

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 中山間地域 現場管理費 …………… 中山間地域
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	0 %～ 5 %以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ほ場整備工事02	1	式				
村田（元）農地	1	式				処：
土工	1	式				処：
掘削 小規模 土砂 標準	53	m3			P 1 号	
土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 19.0km以下 DID区間無 代損耗費(良好)含む	53	m3			P 2 号	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 (株)宮田木材光森処分場 受入地 庄原市東城町	53	m3				処：
仮設工	1	式				
敷鉄板設置	189	m2			施 3 号	
敷鉄板撤去	189	m2			施 4 号	
敷鉄板賃料 22×1524×3048(mm) 供用日数3日	42	枚			施 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
仮設材の運搬 10kmまで 往復計上	33.68	t			施 6 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				中山間地域
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				中山間地域
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

令和6年度

農地農業用施設災害復旧事業

46/210 東城村田（元）農地

災害復旧工事 参 考 資 料

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市 東城町 栗田

【 第 1 号 施工パッケージ 】 掘削 小規模 土砂 標準								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			27.26						
バックホ(クロー型)[標準型・排対型:2次基準] 標準バケット 山積0.28m3[平積0.2m3]			27.26						
【労務】			61.70						
運転手 (特殊)			61.70						
【材料】			11.04						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.04						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 5	施工方法 上記以外(小規模)					
[J6] = 7 施工数量 標準									

【 第 2 号 施工パッケージ 】 土砂等運搬 小規模 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 (19.0km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			24.45						
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 4t積級			24.45						
【労務】			63.42						
運転手 (一般)			63.42						
【材料】			12.13						
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			12.13						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 2 土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む) [JD] = 12 運搬距離 19.0km以下			[J2] = 5 積込機種・規格 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) [J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無						

【 第 3 号 施工単価表 】 敷鉄板設置 1,000 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クレーン機能付)運転(賃料) クロー型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:2次基準		日				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 3 バックホウ規格区分 排対型:2次基準						

【 第 4 号 施工単価表 】 敷鉄板撤去 1,000 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
バックホウ(クレーン機能付)運転(賃料) クレーン型 山積0.8m3(平積0.6) 排対型:2次基準		日				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 3 バックホウ規格区分 排対型:2次基準						

【 第 5 号 施工単価表 】 敷鉄板賃料 22×1524×3048(mm) (,供用日数3日) 1 枚 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
(賃料)鋼板 22×1524×3048,802kg/枚 90日以内	1	枚				
(賃料)鋼板 22×1524×3048,802kg/枚 整備費	1	枚				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 2 敷鉄板の種類 22×1524×3048(mm)		[B] = 3.000 日	供用日数			
[C] = 1 整備費の有無 有		[D] = 0.000 ｾ	不足分弁償金数量			

【 第 6 号 施工単価表 】						
仮設材の運搬 10kmまで 往復計上						1 t 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設材輸送運賃料金 10kmまで 製品長12m以内	2	t				
積卸し費(敷鉄板) 積込又は取卸	2	t				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[C] = 1 運搬距離 10kmまで		[D] = 1 製品長 12m以内				
[E] = 1 運搬費の計上区分 往復計上		[F] = 3 仮設材(敷鉄板除く)の積卸し区分 計上しない				
[F1] = 1 敷鉄板の積卸し区分 基地仮置場積込+取卸		[G] = 0.000 冬期割増率				
[H] = 0.000 深夜早朝割増率						

46/210 東城村田(元)農地

数量計算書

数量一覽表

46/210 東城村田 (元) 農地

[illegible]

土 量 配 分 表

